

令和8年度予算案のEBPM「こども基本法の普及啓発等」

課題データ

【こども基本法の普及啓発】こども基本法（令和4年法律第77号）第15条において、国は、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとしてされている。
 【こども大綱・こども白書関連経費】こども基本法第8条に基づき、政府は、毎年、白書を国会に提出し、公表しなければならない。
 【児童の権利に関する条約の認知度等調査及び普及啓発事業等】こども基本法第15条において、国は、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとしてされている。また、同法に対する附帯決議において、日本国内のこどもや大人に対する、児童の権利に関する条約の趣旨や内容等についての普及啓発に、その認知度を把握しつつ取り組むこととされている。これまで、複数の民間団体において、こどもや若者に対し、児童の権利に関する条約の認知度調査が行われてきたものの、国において同種の調査は行われてこなかった。また、いずれの調査においても、調査対象に鑑みると、小学校低学年のこどもに対する回答を入手できていないこと等が課題となっている。
 【こどもまんなか社会実現プラットフォーム運営等事業】こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の基本姿勢として、こどもや若者、子育て家庭に対し地域で支援を行っているNPOをはじめとする様々な民間団体や、地域で活動する民生・児童委員等とのネットワークを強化することとしている。
 【日中韓少子高齢化セミナーへの参加】急速に進む少子化という困難に直面する中、我が国の少子化対策の企画・立案に資する海外事例の収集・分析、並びに我が国の政策や取組に関する情報発信を行う必要がある。
 【我が国のこども施策を国際社会へ発信するための翻訳資料の作成】こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、我が国のこども施策を積極的に国際社会に発信することとしている。

こども基本法の普及啓発等

令和8年度当初予算案：67百万円

事業

【こども基本法の普及啓発】本事業は国民に対しこども基本法の普及啓発を図る事業である。実施内容は、広く一般市民に対する、有識者による講演やパネルディスカッション等を含めたこども基本法シンポジウムの開催と、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等のこどもに対する、職員による出張講座の開催である。
 【こども大綱・こども白書関連経費】こども基本法第8条に基づく白書について、毎年、印刷・製本等を行う。
 【児童の権利に関する条約の認知度等調査及び普及啓発事業等】本事業は、こども基本法第15条及び附帯決議を踏まえ、児童の権利に関する条約の趣旨や内容等について、その認知度を把握しつつ、普及啓発に取り組むことを目的とし、こどもと大人のそれぞれを対象に、児童の権利に関する条約の趣旨や内容についての意識調査を実施するとともに、同調査の結果を踏まえ、同条約の趣旨や内容に関する普及啓発方法を検討する。
 【こどもまんなか社会実現プラットフォーム運営等事業】令和6年度に設立した「こどもまんなか社会実現プラットフォーム」の活動を通し、こども家庭庁と民間団体、また民間団体同士の対話・連携・協働を図り、若者団体をはじめ、各団体が抱える諸課題の解決や活動支援に資する情報発信等を行う。
 【日中韓少子高齢化セミナーへの参加】日中韓の枠組みにおいて、平成30年7月に締結された協力覚書を基に「日中韓少子高齢化セミナー」へ毎年参加し、我が国の少子化対策の企画・立案に資する海外事例の収集・分析、並びに我が国の政策や取組に関する情報発信を行う。
 【我が国のこども施策を国際社会に発信するための広報物等の翻訳】こども基本法等こども施策に関する資料の翻訳を行い、我が国のこども施策を国際社会に発信し、国際連携の推進を図る。

※アウトプット、アウトカムの（）内は直近の実績値

EBPM 指標	アウトプット	こども基本法等に関するシンポジウム等イベントへの参加件数 2026年度 3件 (2件)	こども基本法に関する出張講座の実施件数 2026年度 5件 (4件)	令和8年度児童の権利に関する条約の認知度調査の実施 2026年度 1回 (1回)	白書の完成回数 2026年度 1回 (1回)	プラットフォーム幹事会の開催回数 2026年度 12回(3回)	日中韓少子高齢化セミナーでの情報発信数 2026年度 2回 (2回)	こども施策に関する資料の翻訳 2026年度 200枚 (115枚)	
	短期アウトカム	参加者のこどもの権利に対する理解が深まる 2026年度 70%			-	-	プラットフォームの会員数 2026年度 100件	-	-
	中期アウトカム	-	-	-	-	-	-	-	
	長期アウトカム	「こどもの権利」について知っている人の割合が増加する 2028年度 90% (86%)			白書の公表を通じたこども政策の理解促進	民間団体同士の連携が図られる	少子高齢化に関する日中韓の国際連携の推進(協力覚書の更新) 2028年度 100%	こども家庭庁Global Siteの閲覧件数 前年比増加率 10%	

目標

こども・若者の権利保障とその視点の尊重、意見聴取と対話

良好な育成環境の提供

すべてのこども・若者の健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成とその実現を阻む隘路の打破

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み